

## 第161回川口市都市計画審議会 会議録

日 時 令和7年11月18日（火） 開 会 午後2時00分  
閉 会 午後4時00分

会 場 川口市役所第一本庁舎8階 議会第4委員会室

出席者	委 員	◎秋山 哲男	○吉田 英司	宇於崎 勝也
		柳田 つとむ	松本 進	松本 幸恵
		最上 祐次	佐藤 義晴	寺山 樹生
		入野 純一	木本 伸治	鈴木 二葉
		◎会長 ○副会長		

事務局	技監兼都市計画部長	佐藤 貴彦
-----	-----------	-------

都市計画部次長兼都市計画課長	鈴木 巧
都市計画課主幹兼まちづくり政策係長	小泉 尚久

都市整備部再開発課長	三尾 幸司
再開発課課長補佐兼再開発第1係長	小林 孝浩

都市計画部次長兼みどり課長	青木 真吾
みどり課長補佐兼保全係長	小池 奈都子

建設部次長兼道路街路課長	佐々木 良彦
道路街路課建設第2係長	小林 弘祐

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

（川口市都市計画審議会規則第7条第2項により会議録に署名する委員に  
吉田副会長、柳田委員の2名を会長が指名）

4 議 事

諮問事項

（1）川口都市計画用途地域の変更について

- 「六間通り線沿道地区」
- (2) 川口都市計画特別用途地区の変更について  
「六間通り線沿道地区」
- (3) 川口都市計画地区計画の変更について  
「六間通り線沿道地区」
- (4) 川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更について  
「六間通り線沿道地区」
- (5) 川口都市計画用途地域の変更について  
「桜町3・4丁目及び周辺地区」
- (6) 川口都市計画地区計画の変更について  
「桜町3・4丁目及び周辺地区」
- (7) 川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更について  
「桜町3・4丁目及び周辺地区」
- (8) 川口都市計画生産緑地地区の変更について
- (9) 川口都市計画特別緑地保全地区の変更について

#### 報告事項

川口都市計画特定生産緑地地区の変更について

川口市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議の成立を宣言し、川口市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により会長が会議の議長となり審議を開始する。（傍聴人2名）

（以下要約）

#### ・議長

諮問事項（1）～（4）六間通り線沿道地区における、川口都市計画用途地域の変更について、川口都市計画特別用途地区の変更について、川口都市計画地区計画の変更について、川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更について、一括して事務局に説明を求める。

#### ・事務局

六間通り線沿道地区における都市計画の変更について、ご説明いたします。

今回の内容として、

- (1) 用途地域の変更
- (2) 特別工業地区の指定解除
- (3) 地区計画の指定

#### (4) 準防火地域の指定

以上、4つの都市計画の変更を検討しております。

右上に資料1と記載のある資料をご覧ください。番号1をご覧ください。最初に、「本地区の概要」について、ご説明いたします。本地区は、JR京浜東北線川口駅から東へ埼玉高速鉄道川口元郷駅前を結ぶ都市計画道路「六間通り線」幅員25mの一部区間であり、延長約0.6km及びその沿道を含む区域です。図中の赤い線で囲んだ区域、都市計画道路の沿道から両側25mの範囲となっております。対象区域は、川口市本町2丁目、本町3丁目、栄町1丁目及び栄町2丁目の各一部となります。

続いて、番号2から8までは、前回の審議会の際に報告事項でご説明した内容と同様になりますので、割愛させていただきます。

番号9をご覧ください。都市計画の変更の概要を一覧にまとめたもので、おさらいとしてご説明いたします。4つの都市計画の変更に関して、現在と記載のある変更前から、右側の内容に変更を予定しております。1つ目の「用途地域」は、現在、近隣商業地域80%/200%（建ぺい率/容積率）と、準工業地域60%/200%（建ぺい率/容積率）の2つの用途地域に指定されています。変更後は、本地区の全域が近隣商業地域となり、建ぺい率80%/容積率は地区計画の要件を満たした場合、300%になります。2つ目の「特別工業地区」は、現在、準工業地域と同じ区域に、特別工業地区を指定しています。用途地域を準工業地域から近隣商業地域に変更することから、特別工業地区を解除します。3つ目の「地区計画」は、新たに地区計画を定めるものです。4つ目の「防火地域及び準防火地域」は、本地区において現在、準防火地域と一部の区域において建築基準法第22条区域に指定されています。変更後は、本地区の全域が準防火地域となります。

番号10をご覧ください。続いて、「都市計画の変更に係るスケジュール」について、ご説明いたします。前回7月に開催した都市計画審議会以降につきましては、本年9月4日から9月18日までの約2週間、都市計画変更案の縦覧を行いました。

資料2をご覧ください。これまでの説明会や縦覧の結果について記載しております。上2段は、前回の審議会の際にご説明しておりますので、割愛します。一番下の、縦覧の結果ですが、こちらは、広報かわぐちやホームページに掲載のうえ、市民の皆様を対象とし、案の縦覧を行い、結果として、縦覧者1名、意見書0通でございました。

資料1の番号10にお戻りください。今後は、本日の川口市都市計画審議会への諮問において、賛成の答申が得られれば、令和8年度中に都市計画変更を告示する予定となっております。

最後に、資料3-1から資料3-4につきましては、本日ご説明いたしました内

容について、実際の都市計画変更を行う法規図書を参考に付けさせていただきました。

各都市計画の変更につきまして、枝番を振らせていただいておりますので、ご確認いただければと存じます。なお、記載している内容につきましては、前段資料1でご説明さしあげた内容と同様になりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、諮問事項（1）～（4）までの説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

・議長

事務局からの説明を受けて、意見、質問等を求める。

・委員

資料1の5ページの地区計画の用途の制限において、建築してはならない建築物等の用途を具体的に記載しているなかで、「低照度飲食店」とあるが、どのくらいの照度を示しているのか。

・事務局

風営法で規定されており、営業所内の照度が10lx以下として、客に飲食をさせる営業を営むものである。また、営業時間についても風営法で営業時間が決められている。したがって、風営法の規定にならって制限を行うことを予定している。

・委員

例えば、10lxとはどの程度の暗さを指すのか。何か比較できるものはあるか。

・事務局

手元の文字が見えるか見えないか程度で、例えば、スナックやクラブをイメージすると、店内の周りのお客の顔が見えないよう配慮している暗さではないかと思われる。

・委員

六間通り線沿道に、既存でガソリンスタンドやゲームセンターがあるが、地区計画の用途の制限で規制対象となり建替えできなくなるのか。

・事務局

ゲームセンターは、にぎわいにつながる用途と考えられるため、規制から除いており、建替えが可能である。また、ガソリンスタンドも規制していない。

・委員

都市計画の変更内容は、地区内の地権者を対象に実施されたアンケート調査によるまちづくりの意向を反映して検討されているため、諮問事項については概ね容認できると考える。しかし、六間通り線は幅員が25mの計画で、片側の歩道が8mの計画であるが、これほど広い幅員の歩道が必要なのか、計画の見直しも含め検討してほしい。

・会長

子どもや高齢者を除き、自転車は車道走行が原則であることから、バス停部分を含め歩行者・自転車・車両の安全な通行空間の確保を検討してほしい。

・事務局

車道の片側幅員は4.5mであり、車線の必要幅員3mに対し1.5mほど余裕があるため、矢羽根設置等の安全対策や、モビリティ用通行レーンの設置については今後勉強会のなかで研究ていきたいと考えている。

・委員

駅前六間通り線が一方通行となっている理由は何か。賑わい創出の観点からは相互通行が望ましいと考える。

・事務局

駅周辺の道路整備の過程で現在の状況になっていると解しているが、相互通行には安全対策やバス停スペースの問題もあり、今後検討していきたい。

・議長

質問等がないようなので、質疑を打ち切り、諮問事項（1）～（4）六間通り線沿道地区における、川口都市計画用途地域の変更について、川口都市計画特別用途地区の変更について、川口都市計画地区計画の変更について、川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更について、原案どおり答申することについて諮る。

「異議なし」の声

・議長

異議なしと認め、原案どおり市長に答申することに決定した。

・議長

諮問事項（5）～（7）桜町3・4丁目及び周辺地区における、川口都市計画用途地域の変更について、川口都市計画用途地域の変更について、川口都市計画地区計画の変更について、川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更について、一括して事務局に説明を求める。

・事務局

諮問事項（5）～（7）

（5）川口都市計画用途地域（容積率）の変更

（6）川口都市計画地区計画の変更

（7）川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更

上記3つの都市計画の変更に関する「桜町3・4丁目及び周辺地区」のご説明をいたします。

資料1をご覧いただければと存じます。番号1をご覧ください。最初に、「本地区の概要」についてご説明いたします。本地区は、埼玉高速鉄道新井宿駅から東に約0.2kmに位置しております。図中の赤い線で囲んだ部分が本地区的区域で、全体面積は約24.6haになります。対象区域は、川口市桜町3丁目の全部と、桜町4丁目、桜町5丁目、大字新井宿、大字赤山及び大字安行慈林の各一部になります。

続いて、番号2から10までは、前回の審議会の際に報告事項でご説明した内容と同様になりますので割愛させていただきます。

番号11をご覧ください。都市計画の変更の概要について、一覧にまとめたもので、おさらいとしてご説明いたします。1つ目の用途地域は、現在、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域が指定されている区域について、それぞれ容積率を100%から150%に変更するものです。なお、下段の地区計画で容積率は最終的に120%に制限するものです。2つ目の地区計画は、新たに地区計画を定めるものです。制限項目は記載のとおりでございます。3つ目の防火地域及び準防火地域は、現在、本地区的全域において22条区域に指定されています。変更後は、本地区的全域が準防火地域となります。

番号12をご覧ください。都市計画変更等に係るスケジュールについてご説明させていただきます。前回の7月に開催した都市計画審議会以降につきましては、本年9月4日から9月18日までの約2週間、都市計画変更案の縦覧を行いました。

資料2をご覧いただければと存じます。前回の報告時の資料から、都市計画法第17条関係の報告を追加しております。上2段については、前回の審議会

の際にご説明しておりますので、割愛させていただきます。縦覧者は、0名、意見書は、0通でございました。

資料1の番号12にお戻りください。今後の予定につきましては、本日の川口市都市計画審議会への諮問において賛成の答申が得られれば、令和8年度中に都市計画変更の告示を予定しております。最後に、資料3-1から資料3-3につきましては、本日ご説明いたしました内容について、実際の都市計画変更を行う法規図書を参考に付けさせていただきました。各都市計画の変更につきまして、枝番を振らせていただいておりますので、ご確認いただければと存じます。なお、記載している内容につきましては、前段 資料1でご説明さしあげた内容となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、諮問事項（5）～（7）までの説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

・議長

事務局からの説明を受けて、意見、質問等を求める。

・委員

資料1の4番で、A地区とB地区は容積率120%である。同資料内11番では「150／60（容積率／建ぺい率）」と記載があるが、これは120%が正しいのか。

・事務局

現在当地区は容積率100%であるが、用途地域の制度で150%に変更し、その後地区計画の制度を重ねて結果的に120%に変更するものである。

・会長

その理由とは、用途地域による制限だけでは不十分であるため、地区計画によって、さらに住環境を低層型にするという意図か。

・事務局

用途地域による容積率の種類は建築基準法で数値がいくつか定められている。地区計画を活用し、より細やかに規制を行うことを目的としている。

・委員

150%に緩和したほうが、建て替えが促進されるように思える。120%に抑えると、地区内の方は建て替えのモチベーションが下がってしまうのではないか。密集市街地の建て替えを促進する意図ではないのか。

・事務局

地元の方々が中心となったまちづくり協議会で検討しており、150%に設定すると圧迫感や、日照権の問題など出てくるため、120%という数値にまとまった。

・委員

よく分かった。地元からの要望があった旨説明があると良かった。

・委員

資料1の1番で「幅員4m未満の道路が多い」という問題点を挙げているが、その一方、令和6年度から川口市の条例で、4m未満の道路に接する敷地で建て替えを行う場合、事前協議が必要となった。建築する側としてはかなりの時間を要するようになったが、この制度について説明してほしい。

・事務局

建築基準法上の4m未満の道路に接するような建築行為を行う場合は、市に事前に協議をすることとなっている。その際に4mにするための分筆や寄付の協力、補助金の案内などをしている。

・委員

建て替えを促進したい地区のことだが、この制度により建て替えに時間がかかるようになった。4m未満の道路が多い中で、災害時に緊急車両が入らないなどの事態をどのように考えているか。

・事務局

当地区は密集市街地であり、緊急車両が通れるような幅員6mの道路がなかったため、まちづくり協議会でどのような道路ネットワークを作るかについて協議し、災害時に緊急車両の通行ができるよう6路線の整備計画を立てた。今回の地区計画でそのうちの2路線を地区施設に指定し、建て替えの際には6m道路の拡幅に協力してもらう計画である。

・委員

資料1の8番にある「軽量なフェンス」とはどのようなものを指すのか。

・事務局

軽量フェンスに具体的な基準はないが、災害時の倒壊による人的被害を防げ

るようなもので、スチール製やプラスチック製、アルミ製など軽量なものを想定している。

・議長

質問等がないようなので、質疑を打ち切り、（5）～（7）桜町3・4丁目及び周辺地区における、川口都市計画用途地域の変更について、川口都市計画用途地域の変更について、川口都市計画地区計画の変更について、川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更について、原案どおり答申することについて諮る。

「異議なし」の声

・議長

異議なしと認め、原案どおり市長に答申することに決定した。

・議長

諮問事項（8）川口都市計画生産緑地地区の変更について、事務局に説明を求める。

・事務局

川口都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明いたします。生産緑地地区的指定・変更につきましては、都市計画の手続きによって行われるため、毎年度生産緑地の都市計画変更を行っております。

今回の生産緑地地区の変更についてご説明いたしますので、A4判資料の1ページをご覧ください。変更の地区は全部で25地区となり、新郷で5地区、神根で6地区、芝で1地区、安行で7地区、戸塚で1地区、鳩ヶ谷で5地区でございます。変更の内容につきましては、A4判資料2ページから5ページと、A3判カラーの横向き「川口都市計画生産緑地地区変更計画図」8枚をご覧ください。

買取申出により削除される地区についてご説明いたします。資料2ページから5ページと、図面1ページ（8分の1）から7ページ（8分の7）をご覧ください。各地区のページにつきましては、新郷地区 資料2ページ、図面1ページ（8分の1）、神根地区 資料2ページ、図面2ページ（8分の2）、芝地区 資料3ページ、図面3ページ（8分の3）、安行地区 資料3ページ、図面4ページ（8分の4）、戸塚地区 資料4ページ、図面5ページ（8分の5）、鳩ヶ谷地区 資料4ページ、図面6ページ（8分の6）となります。

生産緑地法第10条による買取申出がなされ、同法第14条により行為制限

が解除されたため、地区が廃止、変更されるものでございます。なお、資料5ページ、図面7ページ（8分の7）の安行第46-1号生産緑地地区においては、安行赤堀用水沿い斜面林保全緑地に隣接しているため、保全緑地用地として買い取りを行いました。なお、今回買取申出により変更となる24地区のうち、死亡を理由としたものが15地区と最も多く、続いて30年経過が6地区、故障が3地区となっております。

続きまして、区画整理の使用収益開始により面積変更があったものでございます。資料5ページと図面8ページ（8分の8）をご覧ください。図面を用いた説明につきましては以上でございます。

続きまして、資料6ページをご覧ください。今回の変更により生産緑地地区につきましては、地区数400地区、昨年度比で、マイナス16地区、指定面積104.56ha、昨年度比でマイナス2.48haとなり、変更事由ごとの件数は記載の通りでございます。最後に、資料の7ページをご覧ください。

生産緑地地区の変更までの流れをご説明いたします。9月9日に埼玉県知事協議に係る文書を提出し、9月26日に承認を得ております。

10月6日から10月20日にかけて案の縦覧を行い、本日の都市計画審議会を経て、12月に都市計画決定の告示を行う流れとなっております。

なお、案の縦覧者数は5名で、意見提出はございませんでした。

説明は以上となります。

- ・議長

事務局からの説明を受けて、意見、質問等を求める。

- ・委員

生産緑地解除の理由の「主たる従事者の故障」とはどのようなことがそれにあたるか。

- ・事務局

生産緑地法施行規則に定められており、両目の失明、精神、神経系統機能の著しい障害、1年以上の期間を要する入院などとされており、医師の診断書より農業に従事することができないことを、明示されているものを故障としている。

- ・委員

市の買取は1件のみで、他は民間の利用で宅地などになっているということか。

・事務局

そのとおりである。

・委員

他市都市計画審議会においても同様の状況である旨報告を受けているが、川口はみどりの都市である。緑地の減少を静観するのではなく、何らかの対策を講じなければならないのではないか。マスタープラン等においても緑地について触れられていることから、予算計上や公園用地への転換を検討したほうがよい。

他市でも同様の状況であるため簡単なことでないことは理解しているものの、川口という都市の特性上、考えていかねばならない課題であるため、何らかの理由を付し、緑地保全に向け努力していることを示してほしい。

・会長

折角の緑地を宅地や駐車場にしてしまうのではなく、そのうち何%かは買取る等何らかの形でみどりが継続できるような条件を模索していただきたい。

・委員

市の買取が1件という事だが、手順としては、まず市で買うかどうかを決め、買わないことに決まった場合に解除になるのか。

・事務局

最初に市で買取る部署があるか全庁的に照会し、該当が無ければ農業委員会を通じて農業者へあっせんし、希望が無ければ解除となる。

・議長

質問等がないようなので、質疑を打ち切り、諮問事項（8）川口都市計画生産緑地地区の変更について、原案どおり答申することについて諮る。

「異議なし」の声

・議長

異議なしと認め、原案どおり市長に答申することに決定した。

・議長

諮問事項（9）川口都市計画特別緑地保全地区の変更について、事務局に説

明を求める。

・事務局

川口都市計画特別緑地保全地区の変更について、ご説明いたします。資料1ページをご覧ください。特別緑地保全地区とは、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為などの一定の行為制限などにより現状凍結的に保全する制度で、豊かな緑を将来に継承することを目的とする制度です。都市緑地法第12条に基づくもので、都市計画法第8条に規定される地域地区のひとつでございます。本市において過去に指定した地区につきましては、平成20年3月に都市計画決定を行った2地区、令和4年5月に都市計画決定を行った1地区の合計3地区がございます。

2ページをご覧ください。本計画の「西新井宿松山特別緑地保全地区」は、平成25年4月1日に当市条例における保全すべき緑地として指定した西新井宿松山保全緑地及び同緑地に隣接している山林であり、「川口市緑の基本計画」において、既存の緑地や水辺を保全する「緑の保全エリア」に位置づけられている、市域の北部に位置しております。

当該地区には、近隣に担保性の高い緑の拠点である、川口市立グリーンセンター及び赤山自然歴史公園（イイナパーク川口）が存在いたします。特別緑地保全地区指定により当該地の緑地機能が恒久的に維持されることとなり、3つの緑地が連続することによる相乗効果が期待され、エコロジカルネットワークの新たな緑の拠点として重要な役割を果たすと考えます。

また、令和4年度に特別緑地保全地区等対象候補地検討調査を行っており、当該地区は、外部からの視認性の高い谷戸環境である点、エコロジカルネットワークの拠点として重要である点、開発のリスクが高い点において、保全の重要性・緊急性が最も高いという結果が出た地区となっております。同調査では、当該地区には鳥類19種、昆虫29種の計58種が生息している可能性が高いことが判明しております。そのうち現在の環境や緑地の連続性を維持しないと生息することが難しいと推測される種が鳥類10種、昆虫16種の計26種あり、うち2種は県の準絶滅危惧種です。さらに、緑地の質を向上したり、緑地のネットワーク形成を促進したりすることで、誘致することが可能と推測される種が、鳥類11種、昆虫6種の計17種という結果が出ております。

以上の理由から、緑地機能を恒久的に維持することで、本市の良好な環境形成・生物多様性の確保に資するため、西新井宿松山特別緑地保全地区として約0.39haを都市計画決定するものです。位置図、他の緑地等との位置関係については、3ページから4ページをご覧ください。現地の状況については、5ページから6ページをご覧ください。

7ページをご覧ください。特別緑地保全地区の指定までの流れにつきまして

ご説明いたします。令和6年1月から2月にかけて土地所有者の方への説明を行いました。令和7年9月9日に都市計画法に基づく埼玉県との協議を行い、9月26日に承認を得ております。令和7年10月6日から20日に都市計画案の縦覧を経て、本日の都市計画審議会に諮問させていただいているところでございます。なお、案の縦覧者数は2名で、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上となります。

・議長

事務局からの説明を受けて、意見、質問等を求める。

・委員

土地所有者は何名か。所有者にとって何かメリットはあるのか。市で維持管理することになるのか。

・事務局

地権者は7名である。メリットとしては市が購入する場合の税控除があり、控除額が2,000万円である。購入後は市で管理することになる。

・委員

今後土地をどのような計画で管理するのか。人が入れるようにするのか。

・事務局

緑地を良好に保全維持するため、市と県で購入し、管理していく。大きく現況を変える計画ではなく、斜面の安全確保など基本計画の中で調査検討を行う。

・議長

質問等がないようなので、質疑を打ち切り、諮問事項（9）川口都市計画特別緑地保全地区の変更について、原案どおり答申することについて諮る。

「異議なし」の声

・議長

異議なしと認め、原案どおり市長に答申することに決定した。

・議長

報告事項 川口都市計画特定生産緑地地区の変更について、事務局に説明を

求める。

・事務局

川口都市計画特定生産緑地地区の変更について、ご説明いたします。A4版資料1ページをご覧ください。特定生産緑地の概要についてご説明いたします。当初指定から30年経過した生産緑地について、土地所有者は、市町村長に対し、買取り申出がいつでも可能な状態となります。一方で、30年経過後も引き続き営農を希望する土地所有者のために、平成29年に法改正が行われ、これまでと同じ税制特例措置が受けられるよう、特定生産緑地制度が創設されました。

この制度は30年を経過する前に農地所有者等の同意を得て、市が特定生産緑地に指定することで、同じ税制特例措置を受けたまま、指定を10年ごとに延長できるものとなります。この特定生産緑地の指定にあたり、都市計画審議会の意見を聴くことが生産緑地法に規定されておりのことから、当審議会にご意見を伺うものです。

資料2ページをご覧ください。特定生産緑地の指定箇所一覧です。令和7年に指定から30年を経過する地区は1地区でした。土地所有者へ申請書を発送し、これに対して、特定生産緑地の指定の意向が示されたため、神根地区 1地区 約0.09haを特定生産緑地に指定するものです。なお、0.17haのうち、0.08haは、令和4年度までに特定生産緑地に指定済みの箇所となります。

A3版図面1枚目をご覧ください。川口都市計画図に生産緑地地区を示した図でございます。右下の凡例をご覧ください。赤枠で記しました生産緑地地区のうち、今回指定する特定生産緑地は、緑色で着色した箇所となります。令和7年12月28日に当初指定から30年経過するものです。縮尺が小さいため、わかりにくいかと思いますが、図面中央の特定生産緑地指定図と示している部分となります。なお、青色で着色された箇所は令和4年度までに指定済みでございます。図面2枚目をご覧ください。特定生産緑地指定図です。川口市内を24分割にした縮尺2500分の1サイズの図面をA3サイズに縮小したものとなっております。なお、令和7年度の指定箇所と関係しないページは省略しております。図面内の赤・緑で記した枠が生産緑地地区となっており、令和7年度特定生産緑地指定箇所を緑色、前ページにて青色で着色しておりました、令和4年度までに特定生産緑地指定済みの箇所を水色で着色しております。図面を用いた説明は以上となります。

資料3ページをご覧ください。令和7年度の特定生産緑地指定の流れをご説明いたします。令和7年3月19日に対面で申請書の受付を行い、申請書類の審査を経て、現地確認を7月に行いました。本日の都市計画審議会における意

見聴取を経て、12月に指定の公示を行う流れとなっております。その後、令和7年12月28日をもって、特定生産緑地として法的効力が発生します。

資料4ページをご覧下さい。特定生産緑地の現状面積等についてご説明いたします。資料上段の四角で囲った部分の2行目をご覧ください。

令和6年までに指定された特定生産緑地の面積は約95.73haでございます。

既に指定済みの特定生産緑地のうち、指定後に土地所有者がお亡くなりになった等の理由により、特定生産緑地の指定を解除する面積を除き、今回、指定する面積を追加した結果、今年度の指定面積は約93.87haとなり、昨年度比でマイナス1.86haとなります。説明は以上となります。

・議長

事務局からの説明を受けて、意見、質問等を求める。

・議長

質問等がないようなので、質疑を打ち切る。

以上で、本日の審議はすべて終了した。慎重な審議に対し礼を述べ、第16回川口市都市計画審議会の終了を宣する。